

当別町一体型義務教育学校基本構想



校舎外観（イメージ）

平成30年8月

当別町教育委員会

当別町一体型義務教育学校基本構想

目次

I	当別町義務教育学校の教育	1
1	教育理念	1
2	目指す人間像	1
3	目指す学校像	1
4	目指す児童・生徒像とつけさせたい力	1
5	目指す地域像	1
6	学校概要	2
(1)	形態	2
(2)	管理職	2
(3)	児童生徒数	2
(4)	教職員数	2
(5)	学級編成における当別町独自基準の設定	2
(6)	カリキュラム編成の基本的な考え方	3
II	学校施設の整備方針	4
1	建設の基本方針	4
2	学校規模	6
3	施設設備	6
(1)	普通教室	6
(2)	特別教室	7
(3)	多目的教室等	7
(4)	管理系施設	7
(5)	屋内運動施設	7
(6)	屋外施設	8
(7)	防災施設(設備)	8
(8)	再生エネルギー活用設備	8
(9)	地域連携施設	8
4	建設候補地	9
5	建設に係るスケジュール	12

I 当別町義務教育学校の教育

1 教育理念

9年間の切れ目のない教育により、徹底した基礎学力の定着、自らの夢や目標を自らの力で切り拓いていける力、世界で活躍するためのツールとしての英語力、部活動等による強い心と体など、世界に通用する人となるための確固たる基礎をつくる。

また、その学びは「連続性のある多様な学び」であり、特別な支援を要する子ども達も共に成長できる教育である。

2 目指す人間像

「社会を背負う、世界にも通用する『知・徳・体』を備えた人」

3 目指す学校像

- (1) 9年の連続した教育課程により基礎学力や発展的学力の定着を図る学校
- (2) 少人数・習熟度別による丁寧な指導を実践する学校
- (3) 一貫した英語教育により英語を使える人材を育成する学校
- (4) 部活動等により強い心と身体をつくる学校
- (5) 多様な進路目標の実現を図る学校
- (6) 地域の活性化の核となる学校

4 目指す児童・生徒像とつけさせたい力

- (1) 基礎基本に基づく発展的学力、自ら学ぶ意欲～夢や希望を実現するため努力し、行動できる子ども
- (2) 豊かな人間性～自分を大切に、人を大切に、目標に向かって行ける子ども
- (3) 健全な心身～困難にくじけない強い心と身体を持った子ども
- (4) 英語力～英語でコミュニケーションがとれる子ども
- (5) コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力～自分で考え、自分の言葉で伝え、また、相手の意見に耳を傾け、人間関係を築ける子ども
- (6) 当別町についての学び～当別に誇りを持ち、どこにいても心に当別を持っている子ども

5 目指す地域像

- (1) 家庭や学校を支援し、連携・協力して子どもを育てる地域
- (2) 子どもたちとの心温まるふれあいのある地域
- (3) ふるさとの誇りや愛着の心を育てていく地域

6 学校概要

(1) 形態

当別小学校と当別中学校が統合した9年制の一体型義務教育学校

(2) 管理職

校長1名 教頭2名

(3) 児童生徒数 (平成34年度予想)

小学校児童数231名 中学校生徒数163名 合計394名

(4) 教職員数

常勤職員	管理職	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員
46	3	38	2	1	2
非常勤職員	小中一貫教育推進講師 (国、算・数、英)	特別支援教育 支援員	特別支援学級 介助員	学校管理人	事務嘱託員
13	3	4	2	2	2

(5) 学級編制における当別町独自基準の設定

【文部科学省基準に基づく学級数】

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
H34 年度	児童数 生徒数	34	41	37	43	36	40	58	57	48
	学級数	1	2	1	2	1	1	2	2	14



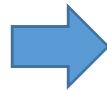
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	合計
独自基準による学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18

【現行基準：文科省】

小1, 2年	35人 (2年生は道独自基準)
小3~6年	40人
中1年	35人 (道独自基準)
中2~3年	40人

【当別町独自基準設定】

1, 2年	29人
3~6年	35人
7年	35人
8, 9年	40人



校舎が完成する平成34年度の児童生徒数予想に、文部科学省の基準を当てはめると14学級(通常級)となる。しかし前述の教育理念にある通り、少人数・習熟度別による丁寧な指導を充実させるため、当別町独自の基準を設定し、18学級として学級編制を行う。

なお、独自基準を適用し、文部科学省基準より学級数が増える場合には、町費にて期限付き教員を雇用し対応する。

また、特別支援学級については開校時の対象児童・生徒数により決定されるが、全部で6学級を想定し設置する。あわせて通級指導教室も設置し、ともに個に応じたきめ細かな指導体制をとるものとする。

(6) カリキュラム編成の基本的な考え方

学年 (9年制)	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	9年間の一貫した教育活動														
ブロック	基礎期 「基礎基本の確実な習得」		充実期 「目標の設定と自ら学ぶ態度の育成」			発展期 「自分の人生をデザインする力の育成～夢の実現へ」									
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○学習の仕方と規律を身につけ、学ぶ楽しさを味わう ○友達と仲良くするとともに、自分の良さがわかり伸ばす ○家庭学習を含む基本的な生活習慣を身につけ、やるべきことを進んで行う 			<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任から教科担任へのスムーズな移行 ○将来の生き方や進路を考える大切さに気付き、学ぶ意義を見出し、より学びを深める ○仲間と励まし合うとともに、自己の特長を知り、より良く生きようとする ○自ら決めた目標に向かって、失敗や困難に立ち向かい、最後まで取り組む 			<ul style="list-style-type: none"> ○夢や希望の実現に向けて、自主的・意欲的な学びを継続する ○自己の向上を図り、個性を伸ばすとともに、互いに認め合い高め合う ○より高い目標を設定し、強い意志を持ち、粘り強く取り組む 								
授業時間	45分		50分												
指導方法	学級担任制 (算数・数学、理科、英語、図工・美術、音楽、体育)			一部教科担任制 (T.T・少人数指導)			教科担任制 習熟度別指導								
特色ある教育	外国語教育の充実	英語教育を全学年で実施 A L T・小中一貫教育推進講師の配置													
	地域を愛する人材の育成	独自教科「当別みらい学」を全学年で実施 「ふるさと教育」、「国際理解教育・外国語」、「キャリア教育」を三つの柱とし、9か年の系統性を持たせた教育課程を編成する													
	異学年交流	異学年交流活動の実施													
	異校種連携	認定こども園、当別高校、北海道医療大学との連携													
	部活動			部活動参加		部活動									

II 学校施設の整備方針

1 建設の基本方針

(1) 快適に学べる教育環境

① 教室の配置

- ・少人数・習熟度別指導に対応した、当別町独自の基準による教室配置をする。
- ・生活科や図工の授業に対応した教室前ワークスペースを確保する。
- ・特別教室は目的や用途に応じ、必要数を確保する。
- ・普通教室からは、石狩平野の自然と風景がひろがる良好な環境を確保する。

② 多目的スペース（ホール）の設置

- ・多様な学習活動、集会や交流等に活用できるゆとりある空間とする。

③ 多目的教室の設置

- ・普通教室と隣接して設置し、少人数、習熟度別学習や異学年交流等、多目的に活用する。

④ メディアセンターの設置

- ・学校図書館とコンピュータ室の機能を併せ持った教室を整備する。

⑤ ネットワーク環境の整備

- ・ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報教育や学習指導を充実させるため、授業で使う画像・動画（教育用コンテンツ）を積極的に活用できるネットワーク環境を整備する。

⑥ 環境を考慮した学校施設（エコスクール）

- ・木質バイオマスなどの再生可能エネルギー設備の導入や、省エネなどによるエネルギーの効率的利用、利用状況・設備本体の「見える化」などによる環境を考慮した学校施設（エコスクール）を実現する。

⑦ 中庭の設置

- ・日照、採光、通風等へ配慮するとともに、児童・生徒の学習や生活の場として多用途に活用する。

⑧ バリアフリー構造、ユニバーサルデザイン

- ・すべての児童・生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができる良好な環境を整備する。

- ・特別な支援を要する児童・生徒に配慮した、授業に集中できる環境を整備する。

⑨ 武道場の設置

- ・中学校体育「武道」の学習に対応するため、武道場を整備する。

⑩ グラウンド施設

- ・陸上競技場、野球場、サッカー場等を整備する。

(2) 安全・安心な施設環境

- ① 鉄筋コンクリート造り、木仕様施設
 - ・躯体は耐震・耐火に優れた鉄筋コンクリート造りとする。内装材としては快適で優しい施設をイメージできる木仕様とする。
- ② 歩車分離
 - ・車の動線と児童の歩行動線を分離させ、安全を確保する。
- ③ 不審者対策
 - ・不審者対策として部外者が無断で学校に侵入できないよう、玄関等のセキュリティを強化する。また校舎周辺に街路灯や防犯カメラを設置する。
- ④ 通学対策
 - ・施設形状、周辺通学路の状況、スクールバス内容等を勘案して総合的な通学対策を行う。

(3) 地域に開かれ、地域の核となる学校

- ① P T A ・地域活動の拠点
 - ・P T A活動やコミュニティ・スクール（CS）活動等、学校を支援する人たちが集うことのできる「地域活動室」を設置する。
- ② 学びの拠点
 - ・学校図書館、体育館、特別教室等を町民に開放し、学びの場とする。
- ③ 防災の拠点
 - ・災害時に児童生徒、町民が避難できる場所としての施設整備をする。

(4) 地域の歴史や文化を受け継ぎ、新たに創造していく学校

- ① 当別みらい学室
 - ・当別みらい学（ふるさと分野）実施のため、人的・物的資料の拠点として設置する。また、当別の歴史を学ぶことができる資料も展示する。
- ② 郷土資料室の設置
 - ・過去に統廃合された学校の様々な伝統や文化等を展示する施設。解体される旧校舎の思い出の品の展示をする。

2 学校規模

文部科学省の補助金等を活用する上で、文部科学省では学級数に応じた必要面積が示されており、建設（完成予定）時の学級数が基本となる。この場合の学級とは、標準学級（小学1年生は35人、2年生以上は40人で算定）としている。平成34年度に完成を予定していることから、小学校は8学級、中学校は6学級を基本とし、小学校と中学校の必要面積の総和が、義務教育学校の整備面積の上限となり基本となる建設規模となるが、前述の独自基準設定により、太枠の規模で建設を行う。

【文部科学省基準による校舎等の必要面積（上限面積）】

（1級積雪寒冷地補正、多目的教室加算あり）

（単位：m²）

	条件	校舎	屋体	武道場	計
小学校	普通8学級				
	特別支援3学級	4,416	1,092		5,508
中学校	普通6学級				
	特別支援3学級	4,360	1,237	450	6,047
計		8,776	2,329	450	11,555



【当別町独自基準による校舎等の必要面積（上限面積）】

（1級積雪寒冷地補正、多目的教室加算あり）

（単位：m²）

	条件	校舎	屋体	武道場	計
小学校	普通12学級				
	特別支援3学級	5,654	1,258		6,912
中学校	普通6学級				
	特別支援3学級	4,360	1,237	450	6,047
計		10,014	2,495	450	12,959

3 施設設備

（1）普通教室

当別町独自基準を設定し、すべての学年を2学級、通常学級18学級で想定する。また特別支援学級を小学校3学級、中学校3学級の計6学級で想定し、総計24学級で構想を組み立てる。

当別町独自基準による学級数		
	通常学級	支援学級
1～6年生	1 2	3
7～9年生	6	3
総計	1 8	6
	2 4	

文部科学省基準による学級数		
	通常学級	支援学級
小学校	8	3
中学校	6	3
総計	1 4	6
	2 0	

(2) 特別教室

次のとおり特別教室19室を整備するものとする。

	理科室	生活科室	音楽室	图画工作室	美術室	技術室	家庭科室	外国語室	視聴覚室	コンピュータ室	学校図書館(図書室)	特別活動室(生徒会室)	教育相談室	進路資料・指導室
小学校	1	1	1	1	/	/	1	/	/	1	1	1	1	/
中学校	2	/	1	/	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	3	1	2	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1

※それぞれに特別教室を使用する実験器具や楽器、調理器具、工具類等を保管できる十分な広さの準備室を設ける。

(3) 多目的教室等

- ① 習熟度別学習や少人數学習を実施するための普通教室に隣接した「多目的教室」を、学年毎に1室（計9室）を配置する。また半分に区切れるよう移動式間仕切りを設置する。
- ② 学年集会や他クラス交流の場として多目的スペース（ホール）や、郷土資料室（メモリアルスペース）や当別みらい学の部屋を確保するものとする。

(4) 管理系施設

- ① 校長室をはじめとする管理系施設として、職員室、事務室、印刷室、保健室、給湯室、給食配膳室、職員用会議・研修室、職員更衣室、休憩室を整備する。
- ② 職員室は事務室を統合した校務センターとしての機能を持たせる。
- ③ 個人情報管理の観点から、職員室には保護者・来客対応用のカウンターを設ける。
- ④ 照明や暖房（空調等）を制御し、コンピュータ等のサーバールームを兼ね備えた集中制御室を職員室玄関に隣接して整備する。（一斉消灯等ができるもの）

(5) 屋内運動施設

- ① 体育館の大きさは、バスケットボールコートを二面以上確保し、付属する更衣室やトイレ、器具庫等を十分に確保する。
- ② 武道場については、剣道または柔道を二面で実施できるものとする。
- ③ 学校開放事業の実施に向け、電気や熱を個別に管理できる設備を導入する。

(6) 屋外施設

- ① 陸上競技場は、300m トラックとして、フィールド内に砲丸投げサークル、走り高跳び、棒高跳びピットを整備するものとする。走り幅跳びはフィールド外に配置する。
- ② 野球場とソフトボール場、サッカー場は、各1面を確保する。
- ③ 各施設は人（守備）の交差が起きないよう、十分に検討して配置する。
- ④ 屋外遊具については、鉄棒のほかコンビネーション遊具を配置する。
- ⑤ 生徒の人数分を確保した駐輪場、職員駐車場を整備する。

(7) 防災施設（設備）

- ① 体育館に隣接した貯水槽および屋外災害用便槽（トイレ）を備え付ける。
- ② 災害時の炊き出しに対応した炊事場（平常時は屋外の水飲み場）を整備する。
- ③ 災害時など多面的な施設利用に対応するエネルギー効率の高い自立分散型施設とするため、太陽光などによる発電、蓄電設備を整備する。
- ④ 災害時における通信設備を確保するため、無停電電源装置や、避難者への無線 LAN を開放する設備を備える。
- ⑤ 災害専用シャワー室を備える。

(8) 再生エネルギー利用設備・省エネルギー設備

- ① 施設の熱源（暖房・給湯）に地域資源である木質バイオマスや太陽熱などによる熱利用設備を導入する。
- ② LED 照明や自然換気及び自然採光を多く取り入れる建物構造を採用するなど、省エネルギー効果の高い設備を整備する。
- ③ 環境・エネルギー教育への活用に向け、稼働状況や設備本体の「見える化」を図り、導入効果を最大限に高める仕組みを整備する。

(9) 地域連携施設

- ① 地域に開かれた学校として、CS活動室（PTA会議室や地域活動室と併用）を整備する。
- ② 図書室（学校図書館）は、コンピュータ教室と隣接しメディアセンターとしての機能を持たせる。住民開放図書館としての役割も併せ持つことから、閲覧スペースも十分に確保するものとする。
- ③ 学童保育施設（プレイハウス）を整備する。

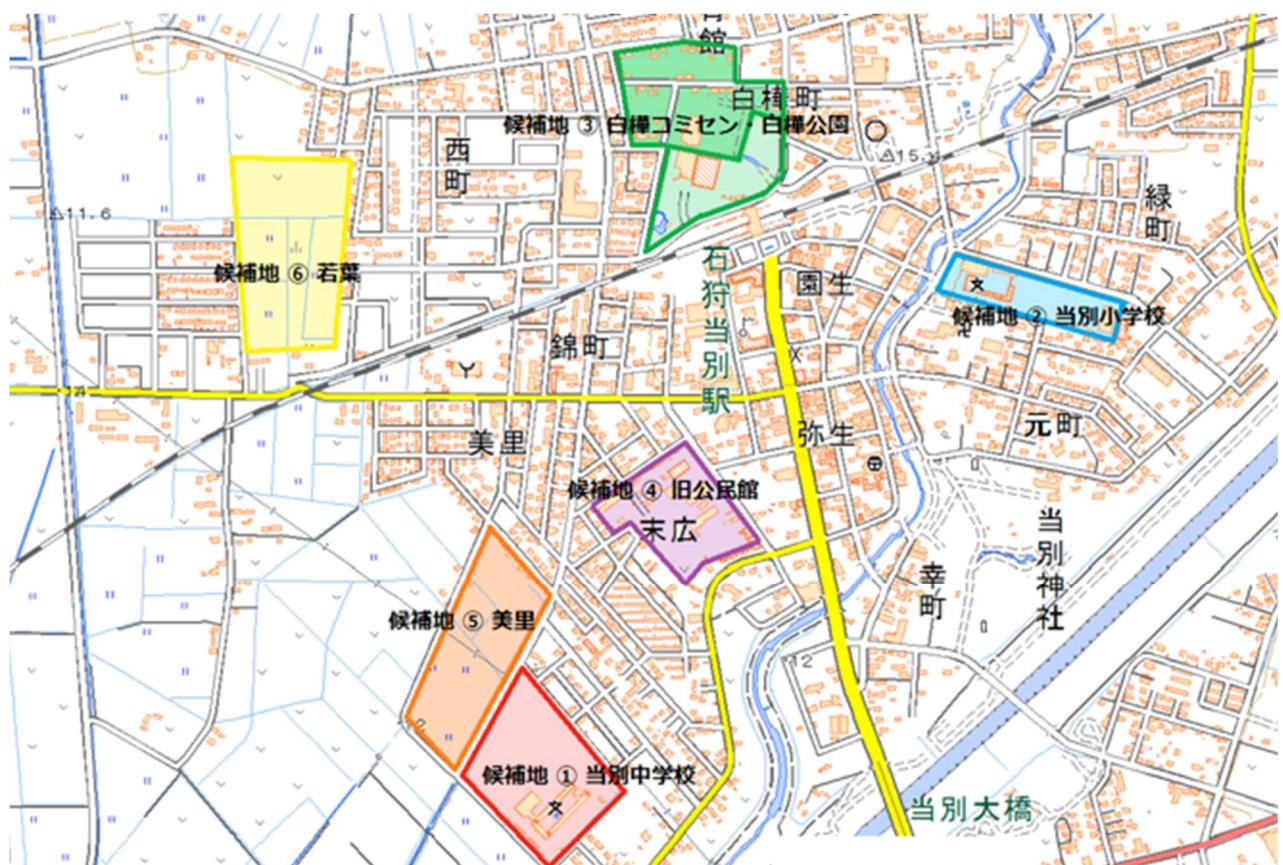
4 建設候補地

市街地において、校舎建設用地として、下図の6地区を候補とし、想定建設候補地比較表（10ページ）と、平成29年12月に実施した、当別小学校・当別中学校耐力度調査結果（11ページ）をもとに検討を行った。

その結果、下図①現当別中学校の校地に建設するのが最適と判断した。

主な理由は次の3点である。

- 1 当別町一体型義務教育学校の教育理念を具現できる広さが確保されること。
- 2 耐力度調査を踏まえ、最短2022年度に完成できること。
- 3 土地の取得に困難な条件が伴わないこと。



【当別町一体型義務教育学校 想定建設候補地 比較表】

区分	候補地 ① 当別中学校	候補地 ② 当別小学校	候補地 ③ 白樺コミセン・白樺公園	候補地 ④ 旧公民館	候補地 ⑤ 美里・若葉の農地	候補地 ⑥ 西町・若葉の農地
1 面積 (ha)	4.3	2.1	3.7	2.8	4.1	5.4
		グラウンド設営困難		グラウンド設営困難		
	A	C	B	C	A	A
2 都市計画区分	第一種中高層	第一種中高層	第一種住居 第二種住居	第一種住居 第一種中高層 準工業	第一種中高層 白地	第一種低層住居 建築物高さ制限 10m以下
	A	A	A	A	A	B
3 自然災害に対する安全性 (当別川氾濫時の浸水深)	浸水深0.5~1.0m B	浸水深0.5~1.0m B	浸水深0.5~1.0m B	浸水深1.0~2.0m C	浸水深1.0~2.0m C	浸水深0.5~1.0m B
4 周辺環境	住宅地	住宅地	公共施設が集積	近隣に遊興施設	住宅地	住宅地
	A	A	A	B	A	A
5 通学利便性	中心市街地から離れている B	中心市街地から近い A	中心市街地から近い A	中心市街地から近い A	中心市街地から離れている B	中心市街地から離れている B
6 経済性	建物 外構整備	建物 外構整備	建物 外構整備	建物 外構整備	建物 外構整備	建物 外構整備
	物件補償	物件補償	物件補償	物件補償	用地買収	物件補償
	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収
	道路整備					道路整備
	建設に係る費用以外 ほとんど必要なし	建物の高層化が必要	コミセン等の解体費	公民館等の解体費	用地買収が必要	用地買収が必要
	既存建物の解体費が必要	アパートの移転補償と 用地買収が必要	物件移転補償が必要	物件移転補償が必要	地盤改良の対策が課題	地盤改良の対策が課題
	既存建物の解体費が必要	民家移転補償が必要	用地買収が必要	用地買収が必要	農地転用手手続き	農地転用手手続き
	新しい体育館の取り扱い	用地買収が必要	歩道整備が必要	歩道整備が必要	田園通の整備が必要	
	A	B	C	C	B	B
7 事業スケジュール	4年	6年	8年	7年	6年	8年
	A	B	C	C	B	C
合計点 (21点満点) (A:3点,B:2点,C:1点)	19	16	15	12	16	15
区分	候補地 ① 当別中学校	候補地 ② 当別小学校	候補地 ③ 白樺コミセン・白樺公園	候補地 ④ 旧公民館	候補地 ⑤ 美里・若葉の農地	候補地 ⑥ 西町・若葉の農地
特徴	敷地が広く、仮校舎の建設がなくとも対応可であるが、中心市街地から若干の距離がある。	敷地が狭いため高層化が条件。現存の体育馆の活用が可能。	想定候補地の中で最も中心部に位置している。総合体育馆と一体の活用も考えられる。	敷地がやや狭い。校舎建設前に、旧公民館の解体が必要となる。	中心市街地から若干の距離がある。用地買収等が必要となる。	中心市街地から距離がある。用地買収等が必要となる。
メリット	○ 買収・土地交換を要することなく建設可能 ○ 十分な敷地があることから、仮校舎を建てることなく建設可能 ○ 小学校からの移転のみ	○ 中心市街地に近い ○ 体育馆やプールが活用できる ○ 中学校からの移転のみ	○ 中心市街地に近い ○ 総合体育馆の活用が期待できる（指定管理者との協議が必要） ○ 仮校舎を建てることなく建設工事が可能	○ 中心市街地に近い	○ 広い敷地を確保できる	○ 広い敷地を確保できる
デメリット	● 中心市街地から若干の距離がある	● 隣接アパートが移転する場合は、補償が必要 ● 狹矮地であり、仮校舎が必要 ● トラックと球場の配置がやや困難 ● 周辺住宅の移転補償が必要 ● 移転補償等に期間を要する	● 白樺公園と白樺コミセンの廃止手続きが必要 ● トラックと球場の配置がやや困難 ● 周辺住宅の移転補償が必要 ● 移転補償等に期間を要する	● 旧公民館解体が前提 ● 周辺用地の買収が必要 ● 遊興施設が所在	● 用地の買収が必要 ● 中心市街地から若干の距離がある	● 用地の買収が必要 ● 中心市街地から距離がある ● 街路整備が必要 ● 街路整備等に期間を要する

【当別小学校・当別中学校耐力度調査（平成29年12月実施）】

＜耐力度調査＞

耐力度調査とは、建物の「構造耐力」、経年による部材の劣化や耐力低下を評価する「保全度」、地盤や海岸からの距離など立地条件を評価する「外力条件」を総合的に評価し、建物の老朽度を数値化する調査となっている。

なお、文部科学省では、この数値をもとに、耐力度点数が4,500点以下の建物を要危険改築建物として補助要件としている。

＜調査結果＞

当別小学校、当別中学校の耐力度調査結果を集計した表を以下に示す。

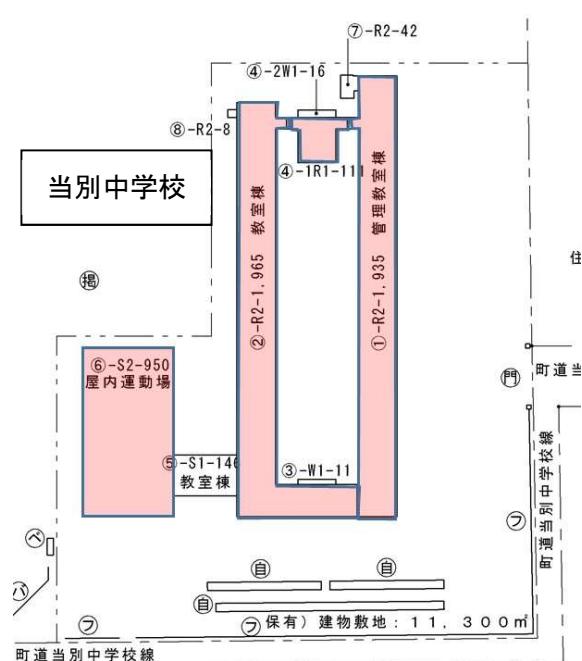
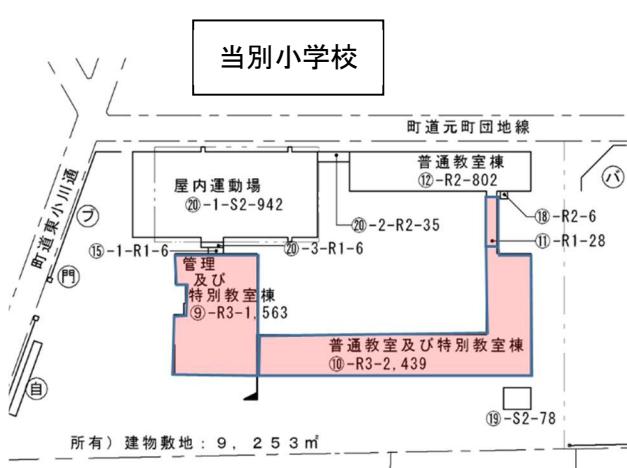
＜耐力度調査結果集計表＞

*網掛け部分が基準値(4,500点)を下回った部分

学校名	種別	建設年度	棟番号	構造	階数	延べ面積 (m ²)	耐力度 ※10,000点満点
当別小学校	校舎	昭和46年	⑨	RC	3	1,563	3,913
	校舎	昭和47年	⑩	RC	3	2,439	4,277
	校舎	昭和47年	⑪	RC	1	28	4,368
	校舎	昭和47年	⑫	RC	2	802	4,914
当別中学校	校舎	昭和44年	①	RC	2	1,935	3,640
	校舎	昭和44年	②	RC	2	1,965	3,913
	校舎	昭和44年	④	RC	1	111	3,913
	校舎	昭和44年	⑤	S	1	146	5,005
	屋体	昭和44年	⑥	S	2	950	3,913

＜評価・考察＞

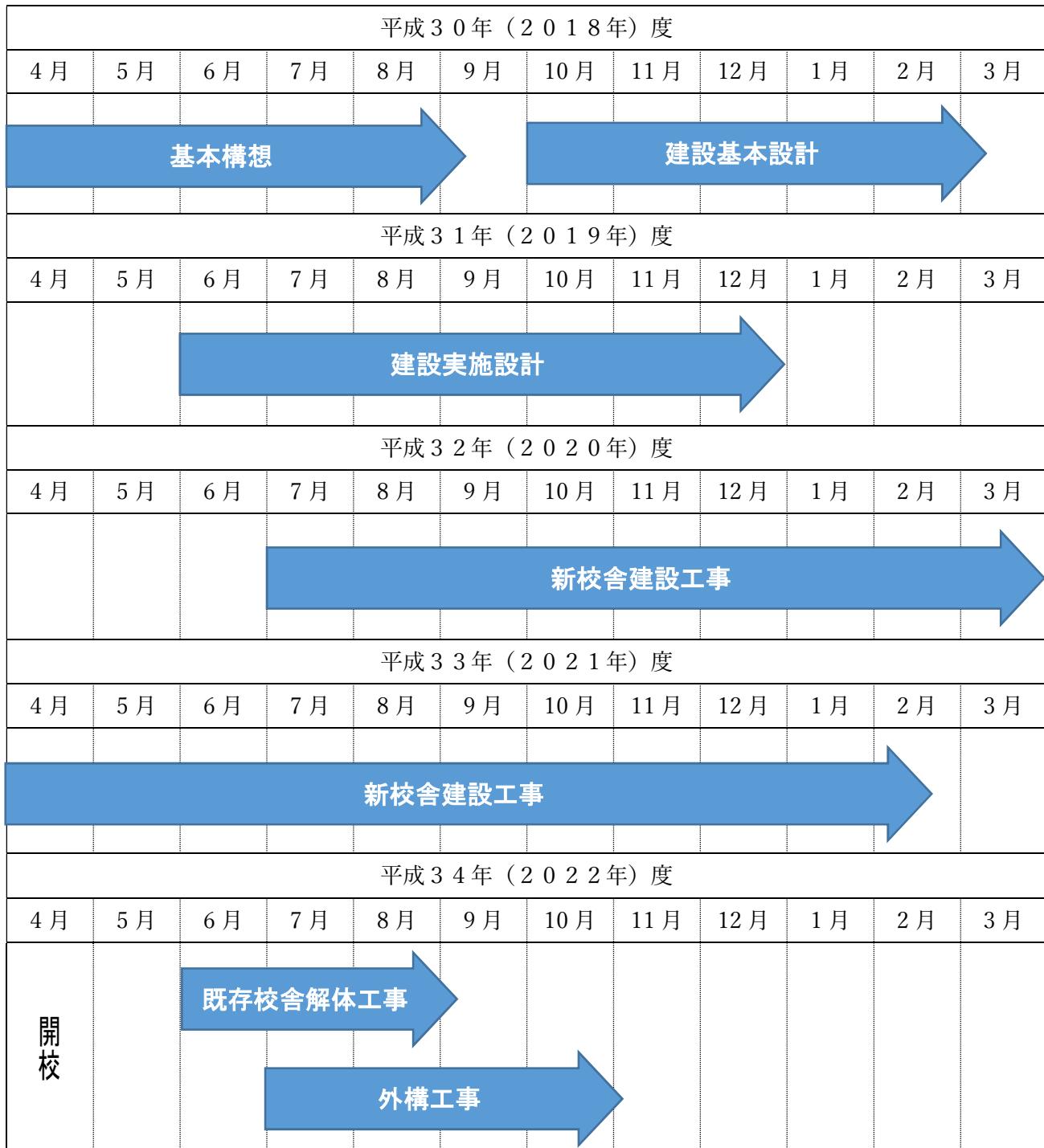
当別小学校は1棟(No.12)を除き4,500点を下回り、当別中学校は1棟(No.5)を除き4,500点を下回る結果となった。それぞれ築年数は50年近く経過しており、主要構造部材(柱、壁、梁、床など)の老朽化が顕著であることが判明した。



5 建設に係るスケジュール

現在の当別中敷地内に新たな校舎を建て、完成後、現校舎を取り壊すこととし、下記のようなスケジュールを想定している。

なお、このスケジュールは現段階の予定であり、今後変更になることもある。



【参考資料】

- 1 小中一貫教育に適した学校施設の在り方について～子供たちの9年間の学びを支える施設環境の充実に向けて～

(平成27年7月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)

- 2 中標津町立計根別小中学校

(計根別学園) 増改築事業概要 (平成27年8月 中標津町)

- 3 白糠町立庶路学園増改築資料

(平成27年8月 視察資料)

【標準学級数、教職員定数、校舎面積に関する関係法令】

- 1 文部科学省小(中)学校設置基準

- 2 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律

- 3 義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律